証券コード　３１８２
平成29年６月５日

株　主　各　位

東京都品川区東五反田一丁目13番12号
オ イ シ ッ ク ス 株 式 会 社
代表取締役社長　髙　島　宏　平

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月19日（月曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月20日（火曜日）午前11時
（午前10時30分開場予定）

２．場　　所　東京都品川区東大井五丁目18番１号
きゅりあん（品川区立総合区民会館）　８階　大ホール

３．目的事項

報告事項
１．第20期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第20期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　合併契約承認の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

決議事項第１号議案「合併契約承認の件」に関連する「株式会社大地を守る会の最終事業年度に係る計算書類等の内容」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.oisix.co.jp/investors/ir_news）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.oisix.co.jp/investors/ir_news）に修正後の事項を掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の景気対策などの効果もあり緩やかな景気回復基調で推移したものの、個人消費におきましては、依然として先行きが不透明であり、お客様の選別の目が一段と厳しくなってきております。

近年のＥＣ業界においては、スマートフォンの一層の普及やＳＮＳ等を活用した販売経路の多様化が進む中で、共働き世帯の増加や健康志向の上昇など、ライフスタイル・価値観の変化に伴う消費者ニーズも多様化しております。また当社の主たる事業領域である安全性に配慮した食品業界においては、安心・安全に対する消費者の意識が引き続き高い状況にあります。

このような環境を背景に、当社グループでは成長市場である食品ＥＣ市場における0isixブランドの確立や、高付加価値食品分野における独自性・競争優位性の確立に取り組んでまいりました。

具体的には、Facebook・LINEなどＳＮＳを活用した販促やイベントなどを通じた対面での勧誘を強化することにより、主力サービスである定期宅配サービス「おいしっくすくらぶ」への集客に引き続き注力いたしました。

また、当社は、平成29年秋を目途とした株式会社大地を守る会との合併による経営統合（以下、「本統合」といいます。）に向けて、平成29年３月31日を効力発生日とした株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）により同社を子会社化しております。本統合の全体スキームに関する検討及び本株式交換の手続きに係る費用として約１億円を費用計上しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高23,016,775千円、営業利益752,770千円、経常利益778,049千円、親会社株主に帰属する当期純利益は515,226千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は315,645千円で、その主なものは販売管理システムの改修であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は総額39,112千円の資金調達を実施いたしました。その内容は、新株予約権の権利行使に伴う新株式の発行によるものであります。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 17 期 (平成26年３月期)	第 18 期 (平成27年３月期)	第 19 期 (平成28年３月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (平成29年３月期)
売上高(千円)	－	－	－	23,016,775
経常利益(千円)	－	－	－	778,049
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	－	－	－	515,226
１株当たり当期純利益(円)	－	－	－	87.47
総資産(千円)	－	－	－	15,051,170

(注) 第20期より連結計算書類を作成しているため、第20期以前の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 17 期 (平成26年３月期)	第 18 期 (平成27年３月期)	第 19 期 (平成28年３月期)	第 20 期 (当事業年度) (平成29年３月期)
売上高(千円)	15,909,475	18,060,465	20,158,532	22,975,600
経常利益(千円)	775,354	668,712	806,373	858,242
当期純利益(千円)	436,879	347,327	538,579	639,097
１株当たり当期純利益(円)	78.27	59.74	90.26	108.50
総資産(千円)	5,690,394	6,331,519	6,803,306	12,784,865

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社大地を守る会	347,425千円	100.0%	農・畜・水産物、加工食品、雑貨等の宅配
株式会社フルーツバスケット	20,000千円	100.0% (100.0%)	果実・野菜等の農産物の加工・商品開発、販売
株式会社とくし丸	10,000千円	90.0%	移動スーパー事業における提携スーパーの開拓、販売パートナーへのノウハウ提供
Oisix Hong Kong Co.,Ltd.	500千香港ドル	100.0%	当社の香港現地業務の受託

(注) 議決権比率欄の（ ）内は、当社の子会社等が所有する議決権の比率を内数で示しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりです。

①更なる成長に向けた競争優位の確立

当社グループの主力事業である宅配事業を取り巻く環境としては、スマートフォンの一層の普及やＳＮＳ等を活用した販売経路の多様化が進む中で、共働き世帯の増加や健康志向の上昇など、ライフスタイル・価値観の変化に伴う消費者ニーズも多様化しており、潜在的な市場規模が拡大する一方で競合も激化する傾向にあります。

このような中、当社グループとしては主力事業である宅配事業の競争優位の確立を最優先課題とし、「顧客基盤の拡大」や「商品の付加価値向上」等の施策を着実かつスピーディーに実行してまいります。

（顧客基盤の拡大）

今後市場規模の拡大が見込まれる食品宅配分野においては、いち早く顧客基盤を拡大しマーケットでのプレゼンスを高めることが重要と考えております。

このため、これまでの取り扱い商品の安心・安全に加えて、手軽さや利便性の高さを追求し、それらを販促活動等を通じて積極的に伝達することで顧客基盤の更なる拡大を図り、より幅広いお客様に継続的にご利用いただけるサービスを目指してまいります。

（商品の付加価値向上）

これまでの生産農家や産地との緊密な関係に基づく良質な商品の発掘や目利きに加え、調達した商品に対する加工・製造機能を強化することで、よりオリジナリティや付加価値の高い商品の開発を推進してまいります。

また健康志向等の消費者ニーズに合わせて、ヘルスケア領域の中長期的な拡大に向けた研究開発にも取り組んでまいります。

（事業インフラの整備）

今後の顧客基盤の拡大に当たっては、調達・出荷梱包・配送などの物流面の事業インフラのキャパシティ拡大に加え、加工・製造機能の強化が必須であり、中長期的な視点からこれら事業インフラへの投資を実行してまいります。

②新規事業の育成・新規市場の開拓

主力事業である宅配事業を補完するために、あるいは将来の成長の種となるオポチュニティをいち早く捉えるために、ソリューション事業などの新規事業の育成や、シニアや海外などの新規市場の開拓に積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

ウェブサイトやカタログによる一般消費者への有機野菜、特別栽培農産物、無添加加工食品等、安全性に配慮した食品・食材の販売

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

① 当社

本社	：東京都品川区
物流センター	：神奈川県海老名市

② 子会社

株式会社大地を守る会	本社	：千葉県千葉市
	物流センター	：千葉県千葉市
株式会社フルーツバスケット		：静岡県田方郡
株式会社とくし丸		：徳島県徳島市
Oisix Hong Kong Co.,Ltd.		：香港

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
宅配事業（Ｏｉｓｉｘ）	185（201）名
宅配事業（大地宅配）	151（ 27）
その他事業	85（ 91）
合計	421（319）

（注）１．使用人数は就業人員数であり、使用人数欄の（外書）は臨時使用人（パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員等を除く）の年間平均雇用人員数であります。
２．当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
228名	18名増	36.0歳	5.08年

（注）上記のほか、臨時使用人（パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員等を除く）の年間平均雇用人員数は244名となります。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　17,852,800株

(2) 発行済株式の総数　7,937,989株

(3) 株主数　7,339名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
髙島宏平	1,216,200株	15.32%
株式会社ローソン	677,034	8.52
株式会社リクルートホールディングス	662,000	8.33
BNYM TREATY DTT 10	466,500	5.87
藤田和芳	258,129	3.25
大地を守る会・社員持株会	238,032	2.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	227,400	2.86
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	199,332	2.51
堤祐輔	162,000	2.04
古府裕雅	150,000	1.88

（注）１．自己株式は所有しておりません。

２．株式会社大地を守る会との株式交換による新株発行により、発行済株式の総数は1,766,321株増加しております。

３．新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は104,380株増加しております。

４．株主数は前期末比で253名増加しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		平成16年３月22日	平成18年２月６日
新株予約権の数		65個	320個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 26,000株 （新株予約権１個につき 400株）	普通株式 128,000株 （新株予約権１個につき 400株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 100,000円 （１株当たり 250円）	新株予約権１個当たり 150,000円 （１株当たり 375円）
権利行使期間		平成17年４月１日から 平成30年３月25日まで	平成19年６月29日から 平成32年６月27日まで
行使の条件		注２、３、９	注４、５、９
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 65個 目的となる株式数 26,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 320個 目的となる株式数 128,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

		第４回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日		平成20年４月７日	平成21年５月７日
新株予約権の数		364個	315個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　36,400株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　31,500株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 40,000円 （１株当たり　400円）	新株予約権１個当たり 40,000円 （１株当たり　400円）
権利行使期間		平成21年７月１日から 平成29年６月30日まで	平成22年７月１日から 平成30年６月30日まで
行使の条件		注４、６、９	注７、８、９
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　364個 目的となる株式数　36,400株 保有者数　２名	新株予約権の数　315個 目的となる株式数　31,500株 保有者数　１名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

（注）１．平成18年11月25日開催の取締役会決議により、平成18年11月26日付で普通株式１株を４株、平成21年６月15日開催の取締役会決議により、平成21年７月１日付で普通株式１株を25株、平成24年10月25日開催の取締役会決議により、平成24年11月12日付で普通株式１株を４株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

２．新株予約権の割当を受けた時点で当社の取締役又は従業員であった者は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員の地位にあることを要し、更に従業員は権利行使時において、当社人事評価制度に規定するIndependentないしそれに類する職位以上であることを要する。

3．当社株式公開日から起算して２年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、１年目は30%、２年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる１個未満の端数は切り捨てる。

4．新株予約権の割当を受けた時点で当社の取締役、監査役又は従業員であった者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要し、更に従業員は権利行使時において、当社人事評価制度に規定するIndependentないしそれに類する職位以上であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

5．当社の取締役、監査役又は従業員においては、平成19年６月29日か当社株式公開日のどちらか遅い方から起算して２年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、１年目は30%、２年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる１個未満の端数は切り捨てる。

6．当社の取締役、監査役又は従業員においては、平成21年７月１日か当社株式公開日のどちらか遅い方から起算して２年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、１年目は30%、２年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる１個未満の端数は切り捨てる。

7．新株予約権の割当を受けた時点で当社グループの取締役、監査役、従業員又は入社予定者であった者は、権利行使時においても当社グループの取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要し、更に当社従業員は権利行使時において、当社人事評価制度に規定するIndependentないしそれに類する職位以上であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

8．当社グループの取締役、監査役又は従業員においては、平成22年７月１日か当社株式公開日のどちらか遅い方から起算して２年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、１年目は30%、２年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる１個未満の端数は切り捨てる。

9．その他の条件は、付与についてのそれぞれの株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	髙島　宏平	株式会社ごちまる代表取締役 一般社団法人東の食の会代表理事 Oisix Hong Kong Co., Ltd.董事
取締役	堤　祐輔	執行役員 アライアンス/グローバル本部本部長
取締役	小﨑　宏行	執行役員 人材企画本部本部長 株式会社ごちまる監査役 Oisix Hong Kong Co., Ltd.監事
取締役	花田　光世	慶應義塾大学名誉教授 一般財団法人SFCフォーラム代表理事 株式会社コーポレートユニバーシティプラットフォーム代表取締役
取締役	牛田　圭一	株式会社リクルートライフスタイル執行役員 株式会社ごちまる取締役 株式会社ロイヤリティマーケティング社外取締役
取締役	田中　仁	株式会社ジェイアイエヌ代表取締役社長 株式会社ブランドニューデイ代表取締役社長
常勤監査役	中村　眞	
監査役	諸江　幸祐	株式会社いとはんジャパン代表取締役 株式会社YUMEキャピタル代表取締役
監査役	中町　昭人	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー

（注）１．取締役花田光世氏、取締役牛田圭一氏及び取締役田中仁氏は、社外取締役であります。
２．監査役中村眞氏、監査役諸江幸祐氏及び監査役中町昭人氏は、社外監査役であります。
３．当事業年度中の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりです。
①取締役堤祐輔氏は、平成28年６月１日付で、ＥＣ事業本部本部長からアライアンス/グローバル本部本部長に就任いたしました。
②取締役小﨑宏行氏は、平成28年４月１日付で、人材企画本部本部長に就任いたしました。
４．常勤監査役中村眞氏は、わが国を代表する上場優良企業の常勤監査役の経験のほか、国内外で財務経理部門を中心とした管理部門での豊富なキャリアを有し、財務・会計に関する十分な知見を有しております。
５．当社は取締役花田光世氏、取締役田中仁氏、監査役中村眞氏、監査役諸江幸祐氏及び監査役中町昭人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．平成29年４月１日付で、藤田和芳氏及び野辺一也氏が当社社外取締役に就任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区分		支給人員	支給額	摘要
定款又は株主総会に基づく報酬	取締役 （うち社外取締役）	5名 （2名）	80,556千円 (6,900千円)	株主総会決議（平成24年6月21日）による取締役報酬限度額（年額） 300,000千円
	監査役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	14,751千円 (14,751千円)	株主総会決議（平成24年6月21日）による監査役報酬限度額（年額） 60,000千円
計		8名	95,307千円	

（注）1．当事業年度末日における取締役の人数は6名、監査役は3名であります。
2．取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役花田光世氏は、慶應義塾大学名誉教授、一般財団法人SFCフォーラムの代表理事、株式会社コーポレートユニバーシティプラットフォームの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役牛田圭一氏は、株式会社リクルートライフスタイルの執行役員、株式会社ごちまるの取締役及び株式会社ロイヤリティマーケティングの社外取締役であります。株式会社リクルートライフスタイル及び株式会社ごちまるの親会社である株式会社リクルートホールディングスは当社の株式数の8.33％を保有する大株主であり、当社との間で資本提携を行っております。当社と株式会社リクルートライフスタイルとの間には役務提供等の取引関係があります。株式会社ごちまるは当社の関係会社であり、当社は同社との間には役務提供等の取引関係があります。当社と株式会社ロイヤリティマーケティングとの間には特別の関係はありません。

・取締役田中仁氏は、株式会社ジェイアイエヌ及び株式会社ブランドニューデイの代表取締役社長であります。当社と株式会社ジェイアイエヌとの間には物品購入の取引関係がありますが、当事業年度において取引実績はございません。当社と株式会社ブランドニューデイとの間には特別の関係はありません。

・監査役諸江幸祐氏は、株式会社いとはんジャパン及び株式会社YUMEキャピタルの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役中町昭人氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 花田光世	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会において、人事・教育に関する学識経験者としての専門的知識や豊富な経験から適宜発言を行っております。
取締役 牛田圭一	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会において、ＥＣビジネス及び合弁会社を含む事業体の運営に関する幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。
取締役 田中仁	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会において、長年の経営者としての幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。
監査役 中村眞	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関する幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。
監査役 諸江幸祐	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業経営及び金融を中心とした幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。
監査役 中町昭人	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業コンプライアンス及びガバナンスを中心とした幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。

（注）上記のほか、書面決議を４回行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定款第29条及び同第39条に定めており、当社の社外取締役及び社外監査役いずれとも当該責任限定契約を締結しております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,400千円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,400千円

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬などについて会社法第399条第１項の同意を得ております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定めるほか、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

６．業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、平成18年10月30日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を整備するために、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、その後当該基本方針については適宜見直しを実施しております。

平成28年4月21日開催の取締役会において改定され、現在運用している内容は下記のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当社企業理念の体現者として、法令及び定款並びに社内規程を遵守し、常に社会的良識を持って行動しなければならない。

取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と、全社的なコンプライアンス体制の確立に努めなければならない。

監査役は、会社法の定めるところにより取締役会に出席するほか、取締役が主催する重要な会議に出席し意見を述べることができるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令で定められた情報開示を必要とする重要情報については、速やかに情報を公開する。

取締役の職務執行に係る意思決定過程における稟議書、議事録、その他文書については、文書管理規程に基づき適切な状態にて保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失に関するリスク・マネジメントの観点から、各社内規程及びマニュアルにおいて該当する損失の危険の管理について定める。

不測の事態が生じた場合に、役員、使用人全員が適切な行動を行えるように、連絡体制の整備、行動マニュアルの整備を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回の取締役会を開催し、法令及び定款並びに取締役会規程に定められた重要事項の決定、業務執行状況の報告を行う。

当社の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、経営会議規程に基づき、常勤取締役及び指名された者により経営会議を開催し議論を行い、業務の執行方針、重要事項の決定を行う。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念を制定し企業活動の根本理念を明確にするとともに、日常的な行動の際の根拠となる社員行動基準を定める。

使用人は、法令及び定款並びに社内規程あるいは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときは、上司又は管理本部を事務局とする通報窓口に速やかに通報しなければならない。

内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務全般に対し、コンプライアンスの状況及び業務の手続と内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対しその結果を報告する。

⑥　会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

管理本部長は、当社・グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導することとする。

内部監査室は、当社グループ各社における内部監査を実施し、当社グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するよう努める。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室及びその他必要と認める部署より必要と認める人員を、監査役を補助すべき使用人として指名する。

⑧　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として指名された使用人は、補助すべき期間において、監査役の指揮命令の下に行動し、取締役その他監査役以外の者から一切の指揮命令を受けない。また、監査役の職務を補助すべき行為に基づく当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他一切の事項は監査役の協議に基づき決定し、取締役その他監査役以外の者からの独立性を確保する。

⑨　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、監査役から報告の求めがあった場合には、報告する義務を負う。

監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、経営会議、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約等、業務執行に係る重要な書類を閲覧することができる。

内部通報窓口の事務局は、内部通報窓口への通報状況とその処理の状況について監査役に報告する。

当社・グループ会社は、「内部通報規程」を全ての役職員に周知徹底を図り、通報者に対し、解雇その他一切のいかなる不利益な取扱いを行わない。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役はその職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、取締役の職務執行が法令及び定款に準拠して適切に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。

この独立性と権限を確保するために、監査役監査基準において、監査役の権限を明確にするとともに、監査役は、内部監査室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。

監査役は、職務の執行にあたり必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができ、また、当社・グループ会社は監査役から職務の執行について生ずる所要の費用について請求を受けたときは、監査役の職務の執行に必要でないと明白に認められるものを除き、速やかに精算処理する。

⑪　財務報告の適正性を確保するための体制

当社・グループ会社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書制度に適切に対応するため、社内諸規程、会計基準、その他関連法令を遵守し、社内体制を整備するとともに、全ての役職員に周知徹底し、意識向上を図るとともに、当該有効性を定期的に評価する。

⑫　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断する旨を謳った「反社会的勢力対策についての宣言」を定めており、新規取引開始時の取引先の属性チェックなどを実施することにより、反社会的勢力及びそれに共生するグループとの関係が発生しないよう未然防止に努めている。

また、当社・グループ会社は反社会的勢力からの接触があった場合に備えて「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、管理本部を中心にその対応に当たることを定めるほか、必要とあれば早期に顧問弁護士や警察・暴追センターに相談し適切な措置を講ずる体制としている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

取締役の職務執行については、取締役会が法令、定款及び各種社内規程に従い、自ら率先して行動し、遵法やリスク管理に対応しております。

監査役は、取締役会や経営会議への出席を通じて、また会計監査人や内部監査室との情報交換を通じ発言をする機会を設け、当社業務の適正を確保するための体制を確認しております。

その他監査役の監査が実効的に行われるための人、費用等の体制を整えております。

使用人の職務執行については、日常的な行動の際の根拠となる社員行動基準（ハンドブック）を定め常時携帯できる形で全ての使用人に配布しております。

使用人が、法令及び各種社内規程に反する行為が行われていることを知った際の通報窓口の整備もしております。

内部監査室は、法令及び各種社内規程に則って社内の業務全般を常時監査し、社長に対しその結果を報告しております。

損失の危険の管理には、BCPマニュアルを制定し、定期的運用テストを実施しております。

財務報告の適正性を確保するため、評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

子会社の内部統制の整備は、今後親会社である当社の内部監査室が定期的に監査を行い、管理本部と連携して改善に努めて参ります。

反社会的勢力排除に向けて、新規取引先及び、既存取引先の反社会的勢力チェックを定期的に行い、反社会的勢力及びそれに共生するグループとの関係性が発生することを未然に防止しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**10,687,842**	**流動負債**	**5,333,560**
現金及び預金	5,247,897	買掛金	2,632,567
売掛金	3,124,366	１年内返済予定の長期借入金	6,012
商品及び製品	699,964	リース債務	6,323
仕掛品	7,657	未払金	1,925,973
原材料及び貯蔵品	83,408	未払法人税等	198,804
未収入金	1,354,023	賞与引当金	69,876
繰延税金資産	134,563	ポイント引当金	100,922
その他	153,542	店舗閉鎖損失引当金	10,125
貸倒引当金	△117,580	資産除去債務	46,819
固定資産	**4,363,328**	その他	336,135
有形固定資産	**785,210**	**固定負債**	**569,832**
建物及び構築物	248,164	長期借入金	47,308
機械装置及び運搬具	435,162	リース債務	14,699
リース資産	40,175	役員退職慰労引当金	2,100
その他	61,707	退職給付に係る負債	18,809
無形固定資産	**2,635,549**	資産除去債務	106,172
のれん	1,842,319	繰延税金負債	2,657
その他	793,230	その他	378,085
投資その他の資産	**942,568**	**負債合計**	**5,903,392**
投資有価証券	310,525	（純資産の部）	
退職給付に係る資産	100,101	**株主資本**	**9,147,160**
敷金及び保証金	410,737	資本金	929,948
繰延税金資産	29,906	資本剰余金	4,944,329
その他	91,298	利益剰余金	3,272,882
		その他の包括利益累計額	**△835**
		為替換算調整勘定	△835
		非支配株主持分	**1,453**
		純資産合計	**9,147,778**
資産合計	**15,051,170**	**負債純資産合計**	**15,051,170**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		23,016,775
売上原価		11,817,630
売上総利益		11,199,144
販売費及び一般管理費		10,446,373
営業利益		752,770
営業外収益		
受取利息	33	
受取配当金	4,230	
受取補償金	6,173	
資材リサイクル収入	5,463	
ギフトカード失効益	4,033	
持分法による投資利益	3,128	
その他	6,692	29,756
営業外費用		
支払利息	23	
為替差損	2,148	
株式交付費	2,192	
その他	112	4,477
経常利益		778,049
税金等調整前当期純利益		778,049
法人税、住民税及び事業税	271,530	
法人税等調整額	△8,841	262,688
当期純利益		515,360
非支配株主に帰属する当期純利益		134
親会社株主に帰属する当期純利益		515,226

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	909,253	663,938	2,757,655	△495,720	3,835,127
当期変動額					
新株の発行	20,695	20,609			41,305
親会社株主に帰属する当期純利益			515,226		515,226
株式交換による変動額		4,256,140		477,539	4,733,679
自己株式の取得				△179	△179
自己株式の処分		3,640		18,360	22,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	20,695	4,280,390	515,226	495,720	5,312,032
当期末残高	929,948	4,944,329	3,272,882	－	9,147,160

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△780	△780	－	3,834,347
当期変動額				
新株の発行				41,305
親会社株主に帰属する当期純利益				515,226
株式交換による変動額				4,733,679
自己株式の取得				△179
自己株式の処分				22,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△55	△55	1,453	1,398
当期変動額合計	△55	△55	1,453	5,313,430
当期末残高	△835	△835	1,453	9,147,778

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　４社

主要な連結子会社の名称

株式会社とくし丸

Oisix Hong Kong Co.,Ltd.

株式会社大地を守る会

株式会社フルーツバスケット

株式会社とくし丸については、当連結会計年度に同社の株式を取得し子会社化したことに伴い、連結の範囲に含めております。

株式会社大地を守る会については、平成29年３月31日を効力発生日とした株式交換により子会社化したことに伴い、連結の範囲に含めております。また、当該子会社化により、同社の子会社であった株式会社フルーツバスケットも連結子会社（当社の孫会社）となったことに伴い、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称等

共生ネット少額短期保険株式会社

（連結の範囲から除いた理由）

同社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び持分法を適用した関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数　　１社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社ごちまる

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

共生ネット少額短期保険株式会社

（持分法を適用していない理由）

同社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

３．会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

主として、当社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を、また、連結子会社である株式会社大地を守る会は先入先出法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　３～21年

機械装置及び運搬具　２～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。また、のれんについては、５年で均等償却しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③　ポイント引当金

当社及び一部の連結子会社は、販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度の末日において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④　店舗閉鎖損失引当金

一部の連結子会社は、店舗閉鎖に伴い発生する損失に備え、店舗閉鎖により合理的に見込まれる中途解約違約金等の損失見込額を計上しております。

⑤　役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計算しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①　繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

②　退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定は、簡便法によっております。

③　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	30,300千円
保証金	14,000千円
合計	44,300千円

(2) 担保に係る債務

買掛金	46,071千円
合計	46,071千円

2．有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	1,070,278千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,067,288株	1,870,701株	－株	7,937,989株

（注）普通株式の発行済株式数の増加1,870,701株は、株式会社大地を守る会との株式交換による1,766,321株の新株発行及び新株予約権の権利行使による104,380株の新株発行によるものであります。

２．剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

該当事項はありません。

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

３．当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　296,888株

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、事業活動に必要な資金は原則として自己資金による方針としております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資運用の債券であり、投資先の事業リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについて、株式については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、債券については、定期的に時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

なお、デリバティブは利用しない方針としております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	5,247,897	5,247,897	－
(2) 売掛金	3,124,366		
貸倒引当金	△117,580		
	3,006,785	3,006,785	－
(3) 未収入金	1,354,023	1,354,023	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	10,000	10,000	－
(5) 買掛金	(2,632,567)	(2,632,567)	－
(6) 未払金	(1,925,973)	(1,925,973)	－

（*）負債に計上されているものについては、（）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金及び(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、信用リスク（貸倒引当金）を反映した時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

債券の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 買掛金及び(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．非上場株式（連結貸借対照表計上額300,525千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	1,152円41銭
１株当たり当期純利益	87円47銭

（企業結合に関する注記）

取得による企業結合

１．企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　株式会社大地を守る会

事業の内容　　農・畜・水産物、加工食品、雑貨等の宅配事業及びその他事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社及び同社の宅配事業における顧客は年齢層なども異なることから、当企業結合により、更なる新規顧客層の拡大と既存顧客層の確保が見込まれ、グループとして市場での競争力を高めることが可能となります。同時に、調達から販売の過程までのサプライチェーンで共通する部分の効率化により収益率の向上を図ることが期待でき、両社の企業価値の向上につながるものと考えております。

(3) 企業結合日

平成29年３月31日

(4) 企業結合の法的形式

株式交換

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100％

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により同社の議決権の100％を取得し、完全子会社化することによるものであります。

２．連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

企業結合日が当連結会計年度末のため、連結計算書類に同社の損益は含まれておりません。

３．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	4,733,679千円
取得原価		4,733,679千円

4．株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

当社の普通株式261株：株式会社大地を守る会の普通株式１株

(2) 株式交換比率の算定方法

公正性及び妥当性を確保するため、当社は独立した第三者算定機関である株式会社青藍アドバイザリーに本株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を用いて算定を行いました。一方、株式会社大地を守る会の株式価値については、比較可能な上場類似会社が存在し類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法及び将来の事業活動の状況を算定に反映するためＤＣＦ法を用いて算定を行いました。

この算定結果を踏まえ、両社は慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記株式交換比率を決定いたしました。

(3) 交付した株式数

2,026,404株（うち、自己株式割当交付数は260,083株）

5．主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等	68,035千円

6．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

1,748,490千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

５年にわたる均等償却

7．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,416,819千円
固定資産	992,803
資産合計	5,409,622
流動負債	1,910,493
固定負債	513,939
負債合計	2,424,433

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**6,255,639**	**流動負債**	**3,425,995**
現金及び預金	2,913,305	買掛金	1,663,716
売掛金	2,434,181	リース債務	1,528
商品及び製品	489,687	未払金	1,211,155
仕掛品	7,657	未払費用	137,204
原材料及び貯蔵品	28,978	未払法人税等	186,285
未収入金	328,489	未払消費税等	59,865
前渡金	15,885	前受金	30,064
前払費用	61,374	預り金	21,855
繰延税金資産	89,651	前受収益	2,778
その他	858	ポイント引当金	88,777
貸倒引当金	△114,429	資産除去債務	19,074
固定資産	**6,529,225**	その他	3,690
有形固定資産	**462,003**	**固定負債**	**55,892**
建物	196,561	リース債務	4,655
機械及び装置	222,893	資産除去債務	51,236
工具、器具及び備品	36,943	**負債合計**	**3,481,887**
リース資産	5,605	（純資産の部）	
無形固定資産	**602,280**	**株主資本**	**9,302,977**
商標権	137	資本金	929,948
ソフトウェア	434,292	資本剰余金	4,944,329
ソフトウェア仮勘定	164,350	資本準備金	4,810,674
その他	3,500	その他資本剰余金	133,654
投資その他の資産	**5,464,941**	利益剰余金	3,428,699
投資有価証券	243,956	その他利益剰余金	3,428,699
関係会社株式	4,981,612	繰越利益剰余金	3,428,699
繰延税金資産	71,758		
敷金及び保証金	162,614		
その他	5,000	**純資産合計**	**9,302,977**
資産合計	**12,784,865**	**負債純資産合計**	**12,784,865**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		22,975,600
売上原価		11,815,099
売上総利益		11,160,500
販売費及び一般管理費		10,327,547
営業利益		832,952
営業外収益		
受取利息	32	
受取配当金	4,230	
受取補償金	6,173	
資材リサイクル収入	5,463	
ギフトカード失効益	4,033	
その他	9,395	29,330
営業外費用		
支払利息	23	
株式交付費	2,192	
その他	1,823	4,040
経常利益		858,242
税引前当期純利益		858,242
法人税、住民税及び事業税	270,855	
法人税等調整額	△51,709	219,145
当期純利益		639,097

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	909,253	663,938	－	663,938	2,789,602	2,789,602
当期変動額						
新株の発行	20,695	20,609		20,609		
当期純利益					639,097	639,097
株式交換による変動額		4,126,125	130,014	4,256,140		
自己株式の取得						
自己株式の処分			3,640	3,640		
当期変動額合計	20,695	4,146,735	133,654	4,280,390	639,097	639,097
当期末残高	929,948	4,810,674	133,654	4,944,329	3,428,699	3,428,699

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△495,720	3,867,075	3,867,075
当期変動額			
新株の発行		41,305	41,305
当期純利益		639,097	639,097
株式交換による変動額	477,539	4,733,679	4,733,679
自己株式の取得	△179	△179	△179
自己株式の処分	18,360	22,000	22,000
当期変動額合計	495,720	5,435,902	5,435,902
当期末残高	－	9,302,977	9,302,977

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券（市場価格のないもの）

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～21年
機械及び装置	２年～12年
工具、器具及び備品	２年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。また、のれんについては、５年間で均等償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。

(2) ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

４．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

（表示方法の変更に関する注記）

損益計算書関係

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「ギフトカード失効益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「ギフトカード失効益」は2,703千円であります。

（貸借対照表等に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額	
減価償却累計額	325,019千円
2．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	8,440千円
短期金銭債務	12,942千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
販売費及び一般管理費	105,260千円
営業取引以外の取引による取引高	3,051千円

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ポイント引当金	27,396千円
貸倒引当金	35,312千円
未払事業税	17,897千円
未払事業所税	1,571千円
減損損失	23,845千円
減価償却超過額	247千円
資産除去債務	21,529千円
関連会社株式	42,868千円
その他	3,886千円
繰延税金資産合計	174,554千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△13,145千円
繰延税金負債合計	△13,145千円
繰延税金資産の純額	161,409千円

（関連当事者との取引に関する注記）

役員及び個人主要株主等

種　類	氏　　名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	髙島宏平	所有 直接 15.3%	当社代表取締役社長	新株予約権の権利行使(注)1、2	24,450	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．平成18年６月27日の臨時株主総会の決議により発行した新株予約権の権利行使条件に基づく行使であります。

２．取引金額は、権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	1,171円96銭
１株当たり当期純利益	108円50銭

（企業結合に関する注記）

取得による企業結合

「連結計算書類　連結注記表（企業結合に関する注記）」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月18日

オイシックス株式会社
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武　井　雄　次　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長　塚　　弦　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、オイシックス株式会社の平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オイシックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月18日

オイシックス株式会社
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武　井　雄　次　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長　塚　　弦　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、オイシックス株式会社の平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第２０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月25日

オイシックス株式会社　監査役会

常勤監査役　中　村　　眞　㊞

社外監査役　諸　江　幸　祐　㊞

社外監査役　中　町　昭　人　㊞

(注)　監査役中村眞、監査役諸江幸祐及び監査役中町昭人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　合併契約承認の件

１．合併を行う理由

当社は、平成29年３月31日付で株式会社大地を守る会（以下「大地を守る会」といいます。）との株式交換を実施し、両社対等の精神に則り、平成29年秋を目途として、大地を守る会との合併による経営統合に向けた具体的な協議及び検討を進めてまいりました。当該協議及び検討を踏まえて、経営資源の効率化及びグループ経営力の結集を目的とし、当社の連結子会社である大地を守る会を、当社に吸収合併することといたしました。

なお、本合併に伴い、当社においては合併差損が生じる可能性があるため、会社法第796条第2項及び第795条第2項第1号の規定により、本合併にかかる吸収合併契約のご承認をお願いするものであります。

２．合併契約の概要

吸収合併契約書（写）

オイシックス株式会社（住所：東京都品川区東五反田一丁目13番12号。以下「甲」という。）と株式会社大地を守る会（住所：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地。以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。

第２条（本吸収合併に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

甲は、乙の全株式を所有しているため、本吸収合併に際して対価の交付は行わない。

第３条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第４条（効力発生日）

本吸収合併がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年10月１日とする。但し、本吸収合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は協議し書面にて合意の上、これを変更することができる。

第５条（株主総会）
甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する株主総会の決議を求めるものとする。
第６条（会社財産の管理等）
甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、各々善良なる管理者としての注意義務をもってその財産の管理及び業務の執行を行うものとする。
第７条（本吸収合併の条件の変更及び本吸収合併の中止）
本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が合理的に困難となった場合には、甲及び乙は協議し書面にて合意の上、相手方に対して何らの損害賠償及び補償義務を負うことなく、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本吸収合併を中止することができる。
第８条（本契約の効力）
本契約は、第5条に定める株主総会において本契約の承認が得られない場合は、その効力を失う。
第９条（裁判管轄）
本契約に関して甲及び乙の間に生じる一切の紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
第10条（協議事項）
本契約に定める事項のほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り甲及び乙が協議し書面にて合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年５月25日

甲　東京都品川区東五反田一丁目13番12号
オイシックス株式会社
代表取締役社長　　髙　島　宏　平　　印

乙　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地
株式会社大地を守る会
代表取締役社長　　藤　田　和　芳　　印

３．会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要

⑴合併対価の相当性に関する事項

当社は、大地を守る会の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行わないこととといたしました。また、本合併による資本金及び資本準備金の額の増加はございません。

⑵合併にかかる新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はございません。

⑶大地を守る会の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はございません。

⑷吸収合併存続会社に関する事項

当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はございません。

⑸大地を守る会の最終事業年度に係る計算書類等の内容

大地を守る会の最終事業年度（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.oisix.co.jp/investors/ir_news）に掲載しておりますので、株主総会参考書類には掲載しておりません。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、平成29年10月１日に、当社の連結子会社である株式会社大地を守る会との合併による経営統合を予定しています。

つきましては、本経営統合に伴い、当社現行定款第１条（商号）を変更し、本合併後の当社における事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、当社現行定款第２条（目的）に事業目的の追加を行い、あわせて号文の追加及び新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

また、本議案の変更の効力は、第１号議案が承認可決されることを条件とし、第１条（商号）の変更は平成29年７月１日をもって、また、第２条（目的）の変更は平成29年10月１日をもって、それぞれ効力が生じる旨の附則を新設するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（商号）	（商号）
第１条　当会社は、オイシックス株式会社と称し、英文では、Oisix Inc.と表示する。	第１条　当会社は、オイシックスドット大地株式会社と称し、英文では、Oisix.daichi Inc.と表示する。
（目的）	（目的）
第２条　　＜条文省略＞	第２条　　＜現行どおり＞
１.～９.　＜条文省略＞	１.～９.＜現行どおり＞
１０.ペットフードの販売	１０.肥料、ペットフード及びその原料に関する製造、販売並びに輸出入
１１.書籍、雑誌の販売	１１.書籍、雑誌の編集、出版並びに販売
１２.～１４.＜条文省略＞	１２.～１４.＜現行どおり＞
１５.食品製造業	１５.食品製造、食肉処理及び加工業
１６.～１８.＜条文省略＞	１６.～１８.＜現行どおり＞
＜新設＞	１９.貨物運送取扱車業法に基づく第１種利用運送事業及び運送取次業
１９.運送業	２０.貨物自動車運送事業及び各種運送業

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
２０.　　＜条文省略＞	２１.　　＜現行どおり＞
２１.各種保険代理業	２２.損害保険代理店業及び生命保険募集に関する業務
＜新設＞	２３.生命保険会社に対する特定証券業務の委託の斡旋及び支援
２２.～２６.　＜条文省略＞	２４.～２８.　＜現行どおり＞
２７.農産物の生産及び農産物の生産に関する調査、研究、開発	２９.農産物の生産、畜産水産物及び農産物の生産に関する調査、研究、開発
＜新設＞	３０.国内及び海外農畜水産後継者の育成業務
２８.　　＜条文省略＞	３１.　　＜現行どおり＞
＜新設＞	３２.建設工事請負業及び設計監理業
＜新設＞	３３.不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
＜新設＞	３４.住宅の設計、建設、販売、仲介及び斡旋
＜新設＞	３５.ハウスクリーニング業務及びその仲介
＜新設＞	３６.旅行業法に基づく旅行業
＜新設＞	３７.原子力発電所、放射能、合成洗剤、農薬、食品添加物等に関する調査、研究
２９.　　＜条文省略＞	３８.　　＜現行どおり＞
＜新設＞	附則 第１条　第１条の変更は、平成29年７月１日をもって効力を生じる。 第２条　第２条の変更は、平成29年10月１日をもって効力を生じる。 第３条　本附則は第２条の効力発生後、自動的に削除される。

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	髙島宏平（たかしまこうへい） （昭和48年８月15日）	平成９年５月　有限会社コーヘイ（現当社）設立 代表取締役 平成10年４月　マッキンゼー・アンド・カンパニー・インクジャパン入社 平成12年６月　当社代表取締役社長（現任） 平成22年９月　株式会社ごちまる代表取締役（現任） 平成23年６月　一般社団法人東の食の会代表理事（現任） 平成27年10月　Oisix Hong Kong Co., Ltd.董事（現任） 平成29年４月　株式会社大地を守る会取締役（現任）	1,216,200株
2	堤祐輔（つつみゆうすけ） （昭和53年３月22日）	平成９年６月　有限会社コーヘイ（現当社）入社 平成11年10月　当社取締役 平成18年６月　当社取締役　ＥＣ事業部長 平成20年７月　当社取締役執行役員　事業本部本部長 平成24年４月　当社取締役執行役員　ＥＣ事業本部本部長 平成28年６月　当社取締役執行役員　アライアンス/グローバル本部本部長 平成29年４月　当社取締役執行役員　アライアンス/ソリューション本部本部長（現任）	162,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	おざき ひろゆき 小崎 宏行 （昭和27年10月14日）	昭和50年４月　株式会社ダイエー入社 平成８年６月　同社商品計画本部長 平成15年４月　同社人事本部長 平成18年９月　同社執行役員 平成18年10月　同社取締役　東日本ＧＭＳ事業担当 平成19年３月　同社取締役　販売担当 平成20年７月　当社入社　顧問 平成20年11月　当社総合企画本部本部長 平成21年６月　当社取締役執行役員　総合企画本部本部長 平成27年４月　当社取締役執行役員　人材企画本部本部長兼管理本部副本部長 平成27年７月　当社取締役執行役員　人材企画本部本部長兼管理本部本部長 平成27年７月　株式会社ごちまる監査役 平成27年10月　Oisix Hong Kong Co., Ltd.監事 平成28年４月　当社取締役執行役員　人材企画本部本部長（現任）	7,500株
4	ふじた かずよし 藤田 和芳 （昭和22年２月６日）	昭和52年11月　株式会社大地（現株式会社大地を守る会）入社 昭和58年３月　同社　代表取締役社長（現任） 昭和62年２月　株式会社フルーツバスケット取締役（現任） 平成６年12月　有限会社総合農舎山形村代表取締役（現任） 平成29年４月　当社社外取締役（現任）	258,129株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	はなだ　みつよ 花田　光世 （昭和23年８月８日）	昭和49年８月　南カリフォルニア大学Laboratory for Organizational Research and Education研究員 昭和52年９月　カリフォルニア州立大学ロサンゼルス分校社会学部講師 昭和61年４月　産業能率大学教授 平成２年３月　慶應義塾大学総合政策学部教授 平成19年６月　当社社外取締役（現任） 平成26年４月　慶應義塾大学名誉教授（現任） 平成26年４月　一般財団法人SFCフォーラム代表理事（現任） 平成26年４月　株式会社コーポレートユニバーシティプラットフォーム代表取締役（現任） 平成29年５月　一般社団法人キャリアアドバイザー協議会代表理事（現任）	1,200株
6	うしだ　けいいち 牛田　圭一 （昭和52年８月16日）	平成13年４月　株式会社ニチレイ入社 平成19年１月　株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社 平成25年４月　株式会社リクルートライフスタイル　執行役員　ＥＣビジネス推進室　推進室長 平成25年４月　株式会社ごちまる取締役（現任） 平成25年４月　株式会社やっちゃばマルシェ代表取締役 平成25年６月　当社社外取締役（現任） 平成26年12月　株式会社ロイヤリティマーケティング社外取締役（現任） 平成28年４月　株式会社リクルートライフスタイル執行役員　ネットビジネス本部本部長（現任）	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	たなか　ひとし 田中　仁 （昭和38年１月25日）	昭和56年４月　前橋信用金庫（現しののめ信用金庫）入庫 昭和62年４月　ジンプロダクツ設立 昭和63年７月　有限会社ジェイアイエヌ（現株式会社ジンズ）設立 代表取締役社長（現任） 平成23年６月　株式会社ブランドニューデイ 代表取締役社長（現任） 平成27年６月　当社社外取締役（現任）	5,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	のべ　かずや 野辺　一也 （昭和47年８月４日）	平成７年９月　株式会社センティオ設立　代表取締役 平成10年10月　プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社入社　アドバイザリーコンサルタント 平成13年10月　朝日アーサーアンダーセン株式会社入社　ストラテジー&カスタマーソリューション　マネジャー 平成15年５月　株式会社マクシスコンサルティング入社　事業統括ディレクター 平成18年４月　株式会社リヴァンプ入社　ディレクター 平成19年７月　株式会社SONOKO入社　代表取締役社長 平成22年１月　荘能子化粧品貿易（上海）有限公司　董事長 平成26年２月　株式会社ローソン入社　執行役員　CVSカンパニー　ホームCVS推進本部　本部長 平成26年２月　株式会社スマートキッチン（現ローソンフレッシュ）代表取締役社長 平成27年４月　株式会社ローソン　執行役員　ホームコンビニエンス事業本部　本部長 平成27年６月　株式会社大地を守る会　取締役 平成27年６月　SGローソン株式会社代表取締役（現任） 平成28年６月　株式会社ロイヤリティマーケティング　社外取締役（現任） 平成28年９月　株式会社ローソン　執行役員　カードサービス事業部管掌　兼　ホームコンビニエンス事業本部　本部長 平成29年３月　同社　理事執行役員　マーケティング本部副本部長　商品本部副本部長（現任） 平成29年４月　当社社外取締役（現任）	－株

（注）１．髙島宏平氏は株式会社ごちまるの代表取締役及び一般社団法人東の食の会の代表理事であり、同社及び同社団法人と当社とは役務提供等の取引関係があります。
２．牛田圭一氏及び野辺一也氏は株式会社ロイヤリティマーケティングの社外取締役であり、同社と当社とは取引関係にありますが、昨事業年度において取引実績はありません。
３．田中仁氏は株式会社ジンズの代表取締役社長であり、同社と当社とは取引関係にありますが、昨事業年度において取引実績はありません。
４．その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
５．藤田和芳氏、花田光世氏、牛田圭一氏、田中仁氏及び野辺一也氏は、社外取締役候補者であります。
６．(1) 藤田和芳氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり株式会社大地を守る会の代表取締役社長を務められており、経営者として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言及び意見を期待するためであります。
(2) 花田光世氏を社外取締役候補者とした理由は、慶應義塾大学名誉教授として企業経営全般に関して幅広い知見を有しており、当社の経営に対する様々な助言及び意見を期待するためであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。
(3) 牛田圭一氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社リクルートライフスタイルの執行役員であり、ネットビジネス本部の責任者として合弁会社を含む事業体の運営全般に関して幅広い知見を有しており、当社の経営に対する様々な助言及び意見を期待するためであります。
(4) 田中仁氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり株式会社ジンズの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言及び意見を期待するためであります。
(5) 野辺一也氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社ローソンの執行役員であり、マーケティング本部及び商品本部の副本部長として、コンビニエンスストア経営全般に関する豊かな知見を有しており、当社の経営に対する様々な助言及び意見を期待するためであります。
７．藤田和芳氏、花田光世氏、牛田圭一氏、田中仁氏及び野辺一也氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって藤田和芳氏が２ヶ月、花田光世氏が10年、牛田圭一氏が４年、田中仁氏が２年、野辺一也氏が２ヶ月となります。
８．当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定款第29条に定めております。当社は、藤田和芳氏、花田光世氏、牛田圭一氏、田中仁氏及び野辺一也氏との間でこの損害賠償責任を限定する契約を締結しており、藤田和芳氏、花田光世氏、牛田圭一氏、田中仁氏及び野辺一也氏の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。
９．当社は、花田光世氏及び田中仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、当社は両氏を独立役員とする予定であります。

以上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都品川区東大井五丁目18番１号
きゅりあん（品川区立総合区民会館）
８階　大ホール
TEL 03－5479－4100

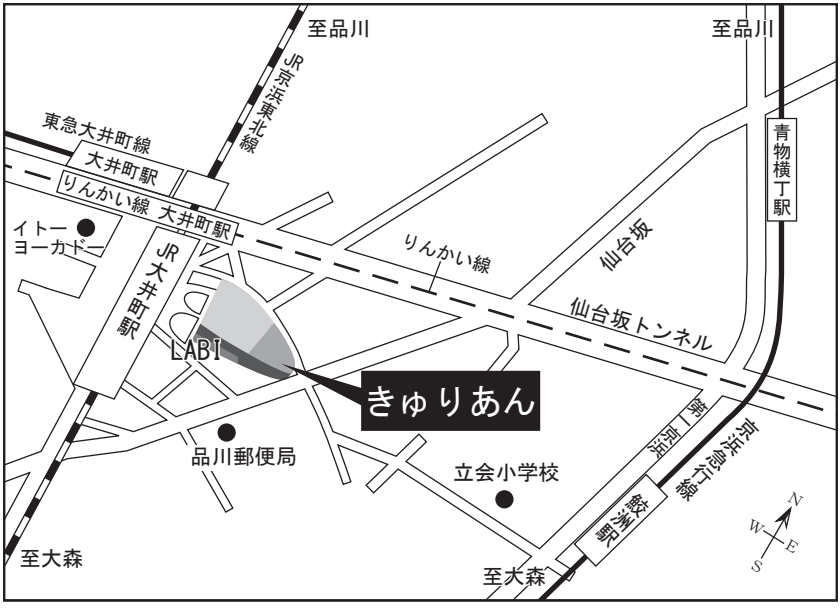

交通　ＪＲ京浜東北線・東急大井町線・りんかい線 …… 大井町駅　徒歩約１分

◎駐車場のご用意をしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。

（当社ウェブサイト掲載）
株式会社大地を守る会　計算書類（平成29年３月期）

貸借対照表

（平成29年3月31日現在）

単位　千円

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
【 流動資産 】	【 4,238,078 】	【 流動負債 】	【 1,864,261 】
現金及び預金	2,255,983	買掛金	941,772
売掛金	643,729	リース債務	4,795
商品	144,409	未払金	710,606
原材料	20,536	未払費用	35,103
貯蔵品	21,713	未払事業所税	3,963
繰延税金資産	44,400	未払法人税等	12,314
未収入金	1,034,146	未払消費税等	3,885
未収還付法人税等	12,848	預り金	8,589
その他の流動資産	63,431	前受収益	23,337
貸倒引当金	△ 3,120	資産除去債務	27,745
		賞与引当金	69,876
【 固定資産 】	【 1,020,962 】	販売促進引当金	12,145
有形固定資産	275,889	店舗閉鎖損失引当金	10,125
建物	130,875		
構築物	5,295	【 固定負債 】	【 464,531 】
機械装置	247,831	長期リース債務	10,043
工具器具備品	172,048	長期未払金	156,910
土地	0	退職給付引当金	18,809
リース資産	397,887	繰延税金負債	2,657
減価償却累計額	△ 678,049	資産除去債務	54,935
無形固定資産	190,163	預託金	221,175
商標権	2,819		
ソフトウェア	172,602	【 負債の部計 】	2,328,792
ソフトウェア仮勘定	14,542	（純資産の部）	
無形固定資産仮勘定	200	【 株主資本 】	【 2,930,247 】
投資その他の資産	554,909	資本金	347,425
投資有価証券	23,453	資本剰余金	1,119,709
関係会社株式	100,596	資本準備金	624,999
前払年金費用	100,101	その他資本剰余金	494,710
保証金	246,362	利益剰余金	1,463,113
保険積立金	49,123	その他利益剰余金	1,463,113
その他の投資	35,272	繰越利益剰余金	1,463,113
		純資産の部計	2,930,247
資産の部計	5,259,040	負債・純資産の部計	5,259,040

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　平成28年4月1日
至　平成29年3月31日）

単位　千円

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		12,993,185
売　上　原　価		7,642,955
売 上 総 利 益		5,350,230
販売費及び一般管理費		5,237,699
営 業 利 益		112,530
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	146	
雑収入	22,898	23,045
営 業 外 費 用		
支払利息割引料	19	
株式交付費償却	1,894	
雑損失	549	2,463
経 常 利 益		133,112
特 別 利 益		
固定資産売却益	75	75
特 別 損 失		
固定資産除却損	6,456	
投資有価証券評価損	4,310	
関係会社株式評価損	24,578	
減損損失	33,798	
店舗閉鎖損失引当繰入	10,125	
その他特別損失	321	79,590
税引前当期純利益		53,597
法人税、住民税及び事業税	31,144	
法人税等調整額	△ 414	30,730
当 期 純 利 益		22,867

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 自　平成28年 4月 1日　　至　平成29年 3月31日）

単位　千円

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	347,425	624,999	495,257	1,120,256	1,440,245	1,440,245	－	2,907,926	2,907,926
当期変動額									
自己株式の取得							△ 546	△ 546	△ 546
自己株式の消却			△ 546	△ 546			546	－	－
当期純利益					22,867	22,867		22,867	22,867
当期変動額合計	－	－	△ 546	△ 546	22,867	22,867	－	22,321	22,321
当期末残高	347,425	624,999	494,710	1,119,709	1,463,113	1,463,113	－	2,930,247	2,930,247

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1．資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却差額は移動平均法により算定)

時価のないもの　　移動平均法による原価法

(2)たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料、貯蔵品　　先入先出法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2．固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)
並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、
定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～18年
機械装置	4年～12年
工具器具備品	2年～20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

のれん	5年
自社利用のソフトウェア	5年

(3)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法に
よっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法に
よっております。

3．繰延資産の処理方法

株式交付費
新株の発行にかかる費用を株式交付費(繰延資産)として計上し、定額法により
３年で償却しております。

4．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率
により、貸倒懸念債権等の特定債権については、個別に回収可能性を
勘案して、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度
における負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び
年金資産の見込額に基づき計上しております(簡便法)。

(4)販売促進引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に伴う
費用の発生に備え、当事業年度末において将来利用が見込まれる額を計上しております。

(5)店舗閉鎖損失引当金

レストラン店舗閉鎖による保証賃料支払いに備え、次年度の契約終了による要支払額を
計上しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

＜会計方針の変更＞

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
なお、これによる当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。

＜追加情報＞

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

＜貸借対照表に関する注記＞

1．担保資産及び担保付債務

(1)担保に供している資産

定期預金	30,300	千円
保証金	14,000	千円
合計	44,300	千円

(2)担保に係る債務

買掛金	46,071	千円

2．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	71	千円
短期金銭債務	19,191	千円

＜損益計算書に関する注記＞

1．関係会社との取引高(区分表示したものを除く)

営業取引による取引高		
売上高	10,298	千円
仕入高	206,898	千円
その他の営業取引	11,744	千円
営業取引以外の取引による取引高	545	千円

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	7,764	株

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別内訳

繰延税金資産		
賞与引当金	24,560	千円
販売促進引当金	3,727	千円
退職給付引当金	5,729	千円
長期未払金	47,794	千円
減価償却超過額	8,601	千円
資産除去債務	25,303	千円
その他	24,123	千円
繰延税金資産　小計	139,841	千円
評価性引当額	67,607	千円
繰延税金資産　合計	72,234	千円
繰延税金負債		
前払年金費用	30,490	千円
繰延税金負債　合計	30,490	千円
繰延税金資産の純額	41,743	千円

＜1株当たり情報に関する注記＞

1株当たり純資産額	377,414	円　69銭
1株当たり当期純利益	2,944	円　98銭